

財団法人 大蔵財務協会役員報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、財団法人大蔵財務協会(以下「本協会」という。)寄附行為第二十条第三項の規定に基づき、同条第一項ただし書きに規定する常勤役員に対する報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第二条 この規程における役員報酬とは、本協会が常勤役員に対し、常勤役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の種類)

第三条 役員報酬は、月額報酬及び特別手当とする。

2 月額報酬は、次の各号に規定する金額の範囲内で、理事長が定める。

- ア 理事長 百二十万円以内
- イ 理事 百十万円以内
- ウ 監事 八十万円以内

3 特別手当は、本協会従業員給与規則第三十六条に定める従業員の期末手当に準じて支給する。この場合において、同条第二項中、「俸給、扶養手当、役職手当、主任手当、調査役手当及び調整手当の月額合計額」とあるのは、「月額報酬」と読み替えるものとする。

(役員報酬の支給と控除)

第四条 役員報酬のうち月額報酬は、従業員給与の支給日に支給する。

2 所得税、地方税及び社会保険料等並びに本人から申出のあった立替金及び積立金等は、役員報酬を支給するつど、当該役員報酬に対応するものを控除する。

3 月の途中で常勤役員に就任したとき、又は月の途中で常勤役員を退任し、若しくは死亡したときは、役員報酬は常勤役員として勤務した日数を基礎とした日割計算により支給するものとする。

(補則)

第五条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。